訴状　要旨陳述

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　原告ら訴訟代理人

弁護士　　川　　津　　知　　大

１　２０２０年４月２１日、沖縄防衛局は、沖縄県に対し、辺野古海域の土質調査の結果、大浦湾側の水域の海底に軟弱地盤が発見されたことを踏まえ、地盤改良に伴い、工程の変更を含め、大幅な見直しをした埋立地用途変更・設計概要変更承認申請書を提出しました。

　　沖縄県は、沖縄防衛局に対し、２０２１年１１月２５日、公水法４条１項の要件やその他の要件を充たしていないとして、同法１３条の２が定める「正当ノ事由」が認められないことを理由に本件変更承認申請を不承認とする通知をしました。

　　これに対し、沖縄防衛局は、行政不服審査法に基づく審査請求を行い、２０２２年４月８日、国土交通大臣は、本件不承認処分を取り消す旨の裁決（以下「本件裁決」といいます。）を行いました。

　　本件は、この国土交通大臣がなした本件裁決の取消を求める訴訟です。

２　本訴訟は、本件埋立海域周辺の、名護市辺野古、豊原、二見、瀬嵩、汀間、三原に居住する１９名に加え、那覇市でダイビングショップを経営し、主に大浦湾のダイビングスポットでダイビングツアーを行い財産的利益を享受して生計を立てている者１名が原告となって提起しています。

　　本訴訟は、本件裁決の取消を求める抗告訴訟であることから、訴訟要件として原告適格等が必要となるところ、本件埋立海域周辺に居住する者らは、本件埋立により豊かな公有水面が消失することにより、あるいは本件埋立地が米軍飛行場として使用されることにより、生命、身体、生活環境に係る被害を受けない利益等を害される者であることは明らかです。

　　加えて、航空法及び統一施設基準は、空港の設置にあたり建築物の高さ制限を定めているところ、これらの規定は、航空機の安全な運航を確保し、高さ制限の範囲内に居住する者の生命や身体に対する危険を最小化することを目的とするものと解されます。原告のうち３名は、現に居住している建物が高さ制限に抵触しており、生命や身体に直接的に危険が及びうることになります。

　　また、瀬嵩に居住する原告1名及びダイビングショップを経営する原告については、エコツーリズム業を営み生計を立てている者であり、本件埋立により経営が成り立たなくなるため、重大な財産的損害を被ることが明らかです。

　　原告らが本訴訟の原告適格を有することは明らかですが、今後、原告適格の点は準備書面において主張を補充していきます。

３　公水法４２条３項が準用する同法１３条ノ２第２項は、設計概要変更承認の要件として同法４条１項を準用するところ、同項１号は、その埋立てが「国土利用上適正且合理的ナルコト」を要求しています。

　この要件は、およそ埋立ての可否の判断基準の基本とされ、一般的な基準からして埋立てが認めがたいものは同号により免許拒否がなされることになるため、埋立工事の方法が関係法令や技術的見地に照らして不適切といえる場合には、一般的に当該埋立てが認めがたいことが明らかになるため、１号要件違反に当たると解されます。

　本件裁決では、軟弱地盤の地盤改良工事に用いられるサンドコンパクションパイル工法について、一般的で施工実績が豊富であることなどを指摘しています。

　しかし、Ｃ－１護岸のＢ－２７地点では、水面下約９０ｍの深さまで軟弱地盤が広がっているところ、サンドコンパクションパイル工法による実績はせいぜい水面下７０ｍまでのものしかなく、一般的で施工実績が豊富であるなどとは到底言えません。

　また、沖縄防衛局は、大浦湾の多くの地点でボーリング試験を実施して地盤の強度を直接調べたにもかかわらず、最も重要なＢ－２７地点では、ボーリング試験ではなく、土の強度の測定ではない、地層構成の把握を目的としたコーン貫入試験を実施したにすぎません。

加えて、土を滑らせようとする力に抵抗力を示すせん断強さは、土台である土が崩壊しないよう構造物の設計では正確に把握しておくことが非常に重要であるにもかかわらず、沖縄防衛局は、Ｂ－２７地点から約１５０ｍ離れたＳ－３地点、約３００ｍ離れたＳ－２０地点、約７５０ｍ離れたＢ－５８地点のボーリング試験の結果から、Ｂ－２７地点のせん断強さを類推しており、Ｂ－２７地点周辺のせん断強さを適切に把握していないと言わざるを得ません。

　さらに、本件裁決は、Ｃ－１からＣ－３護岸の安定性能照査について、地盤条件の不確定要素を調整するための係数について、１．１０という下限の数値を用いて計算をしている点について、合理性があるとしています。

　しかし、調整係数を下限の１．１０を用いて良いのは、地盤が均一で地盤定数の信頼度が高い場合でなければならないとされており、地番が不均一で地盤定数の信頼度が低い場合には１．２０とするのが適切とされています。

　軟弱地盤の最深部があるＢ－２７地点は、地盤の安定性について最も危険な断面であることから、調整係数ｍをＣ－１護岸からＣ－３護岸について一律に下限値の１．１０と設定するのでは、安定性照査が十分に行われたとはいえません。

　これらのことからすると、設計概要変更承認申請が公水法４条１項１号の要件を満たしているとは到底いえません。

４　公水法４条１項２号は、「其ノ埋立ガ環境保全及災害防止二付十分配慮セラレタルモノナルコト」を要求しています。

　　Ｃ－１からＣ－３の護岸周辺の埋立地盤は、水面下９０ｍから３０ｍに堆積する軟弱地盤のうち水面下９０ｍから７０ｍの部分は地盤改良ができず、水面下７０ｍまでをサンドコンパクションパイル工法で地盤改良し、発生した盛上り土の上の海中部分を土砂で埋立てることになりますが、それでも地盤安定のための強度が不足するため、軽量盛土工法で補強することになります。

　　しかし、沖縄防衛局は、地盤の地震時安定性を照査していないことから、震度１～３程度の地震であっても、護岸の多くの区間で基礎地盤が崩壊する危険性が否定できません。

　　また、地盤改良工事は、国指定天然記念物たるジュゴンに及ぼす影響や、サンドコンパクションパイル工法の実施に伴う地盤の盛り上がりが、大浦湾周辺の海域の環境や、多種多様な生態系に及ぼす影響について適切に情報が収集されていません。サンドコンパクションパイル工法の実施に伴って地盤が盛り上がる箇所の調査を実施していないことは、軟弱地盤で生育が確認されている生物だけでなく、新種の生物の発見可能性をも失わせるものであり、無数の生物を殺戮することになり、大浦湾の生物多様性を根底から崩すことになってしまいます。

　これらのことからすると、設計概要変更承認申請が公水法４条１項２号の要件を満たしているとは到底いえません。

５　以上のとおり、設計概要変更承認申請は、公水法４条１項１号、２号の要件を満たしておらず、さらに埋立ての必要性が既に失われており、変更承認申請に「正当ノ事由」は到底認められません。

　　したがって、沖縄県知事がなした設計概要変更承認申請に対する不承認処分は適法であるにもかかわらず、本件裁決はこれを不当にも取り消したものであるため、本件裁決には裁量権を逸脱・濫用した違法があることは明らかです。

　　裁判所に対しては、原告らに原告適格が認められないなどという形式的な理由をもって本訴訟を却下するなどということはあってはならず、実態に立ち入って適切な判断をすることを強く求めます。

以上